

令和2年12月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和2年12月18日（金） 13時23分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第3 農地法第3条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第4 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 欠 席 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

吉田 善一 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

課長補佐（併任） 志賀 寿三

副主査（併任） 森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局員

それでは、只今より双葉町農業委員会12月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

新型コロナウイルスに始まった2020年は、ありとあらゆる業界がコロナに振り回され全く経験のない1年となり、とりあえず年末を迎えようとしております。そんななかでも農業委員の皆様、推進委員の皆様にはこの1年間誠にご苦勞様でした。おかげさまで、私たちに与えられた最低限の任務は果たしたものと思っております。これも委員各位のご協力のおかげであり、感謝申し上げます。双葉町の農業もようやくですが少しずつ動き始めたようです。これから先も色々な困難があるはずですが、農業者の皆様にはお互い少しでも前に進みたいものです。コロナはまだまだ続くみたいですがそれぞれが注意を払い負けないで年末を過ごし、新しい年を迎えたいと思います。以上です。

8. 議事

○志賀事務局員

どうもありがとうございます。議事に入る前に5番吉田委員、渡部農地利用最適化推進委員、高田農地利用最適化推進委員より欠席のご連絡がありましたのでご報告いたします。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくをお願いします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、7名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年12月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局。

○志賀事務局員

それでは、会務報告を報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には 6番 西尾 富雄 委員、7番 澤上 榮 委員 の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局。

○志賀事務局員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」農地法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和2年12月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、譲渡人 ×× ××氏、双葉町大字目迫字愛宕下××番地、譲受人 ×× ××氏 双葉町大字目迫字愛宕下××番地。土地の表示 前田字反町××番、田 891 平方メートル 他 17 筆 計 12,579 平方メートル、前田字別当内××番 畑 175 平方メートル 他 3 筆 計 747 平方メートルとなります。作付け予定作物は田には水稻、畑には自家消費野菜を予定しており、機械はトラクターと田植機を自己資金により導入予定とのことです。

譲受人労働力2人、移転理由は生前一括贈与となり、受贈し引き続き農業経営を主宰するためです。また、周辺地域と協力し、共同用施設の取り決めを遵守し、鳥獣被害対策も行うとのことです。以上、ご審議をお願いいたします。

◆議長（泉田会長）

これから議案第1号の審議に入ります。

本件に係る調査結果を地区調査委員である澤上委員から報告願います。

◇澤上委員

譲渡人×× ××さん のところに12月17日19時50分頃、電話で連絡しました。××さんへ 今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については生前一括贈与により、譲受人×× ××さんへ譲渡したいとのことでした。

譲受人×× ××さんへは同じお電話で連絡しました。××さんについても 今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。避難指示解除後には営農再開されるとのことです。以上、報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（質疑なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして日程第3、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局。

○志賀事務局員

資料の43ページになります。議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」農地法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和2年12月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきまして、譲渡人 ×× ××氏、双葉町大字上羽鳥字官福××番地、譲受人 ××××氏、双葉町大字上羽鳥字官福××番地。土地の表示大字上羽鳥字大道××番 田 927 平方メートル 他 7 筆 計 10,258 平方メートル、大字上羽鳥字官福××番 畑 380 平方メートル 他 5 筆 計 1,678 平方メートルとなります。譲受人労働力2人、移転理由は生前一括贈与となり、受贈し引き続き農業経営を主宰するためです。また、周辺地域と協力し、共同用施設の取り決めを遵守し、鳥獣被害対策も行うとのこと。以上、ご審議をお願いいたします。

◆議長（泉田会長）

これから議案第2号の審議に入ります。

本件に係る調査結果を地区調査委員である木幡委員から報告願います。

◇木幡委員

譲渡人 ×× ××さんのところに12月12日18時15分頃連絡いたしました但不在のため、翌12月13日20時15分頃、電話で連絡しました。××さんへ 今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については生前一括贈与により、譲受人 ×× ××さんへ譲渡したいとのことでした。

譲受人 ××さんへは12月13日20時25分頃 電話で連絡しました。××さんについても 今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。避難指示解除後には営農再開されるとのことです。以上、報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（質疑なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局。

○志賀事務局員

議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和2年12月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきまして、譲受人は双葉地方広域市町村圏組合 管理者 伊澤史朗、譲渡人は双葉町大字鴻草字町××、×× ××氏です。許可を受けようとする土地の所在は大字鴻草字中ノ迫××番 地目 田 面積 873㎡のうち192㎡となります。転用目的は斎場「聖香苑」の南側擁壁にアンカーを用いて補強する工事のため、大字鴻草字中ノ迫××の面積873㎡のうち192㎡を施工ヤード確保のため一時転用となります。こちらは請戸川の受益地となりますので土地改良区より意見書を頂いております。また、土砂等の流出に対する措置として、施工ヤード部に鉄板を敷き、周囲に土のうを配置して土砂の流出を防ぎます。農業用排水施設へは擁壁側の側溝には養生シート設置して土砂等が入らないようにし、側溝の上に敷鉄板を設置する箇所はバタ角を配置し荷重がかからないようにいたします。排水計画につきましては雨水を釜場に集め、ポンプを用いて下流域に流します。

転用期間は許可の日から3か月間となります。土地使用期間終了後には速やかに原状回復を行うこととしております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を西尾委員より報告願います。

◇西尾委員

報告をさせていただきます。議案第3号につきまして12月11日に事務局と現地を確認いたしました。申請の通り周辺の農地に影響がないように対応するということですので、確認の結果、事業を行っても支障はないと判断します。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

◇澤上委員

火葬場は再開の準備は始まっているのですか。

○志賀事務局員

再開に向けて準備の工事を始めている状況です。令和4年の春の予定です。

◆議長（泉田会長）

その他質疑ありますか。

（質疑なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第3号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用を許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13時44分）

引続き、下記事項について協議

- （1）令和3年1月定例総会の開催及び日程について
- （2）農地移動適正化あっせん基準（案）の変更について

引続き、下記事項について報告

- （1）「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についての変更
- （2）農地法第5条第1項の規定に係る工事進捗状況報告について
- （3）農地法第5条第1項の規定に係る工事進捗状況（完了）報告について
- （4）農地法第5条第1項の規定に係る工事進捗状況（完了）報告について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....泉田 健一.....㊟

議事録署名人.....西尾 富雄.....㊟

議事録署名人.....澤上 榮.....㊟